

第2次千葉市消費生活基本計画の概要

計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

千葉市では、消費者を取り巻く環境の変化や国の動向などを踏まえ、平成2年に施行した千葉市消費者保護条例の全部改正を行い千葉市消費生活条例を平成18年7月1日に施行した。この条例に基づき平成20年3月に実施期間を平成20年度から平成22年度までの3年間とする「千葉市消費生活基本計画（第1次計画）」を策定した。第1次計画が終了し、社会情勢の変化とこれまでの取り組みを踏まえて計画の見直しを行い、平成24年度から取り組む「第2次千葉市消費生活基本計画」を策定する。

2 計画の目的

条例に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため今後取り組むべき施策の基本的方針と具体的内容を明らかにし、消費者の権利の確立及び自立支援の推進に向け、安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進を目的とする。

3 計画の位置づけ

「千葉市新基本計画」との整合性を考慮した個別計画である。

4 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とする。
なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行う。

5 計画の点検・評価、実施状況の公表

それぞれの施策・事業の進捗状況については、これを年度ごとにまとめ、様々な角度から点検と評価を行い、千葉市消費生活審議会に報告するとともに、その内容を市民に公表する。

6 消費者の権利及び計画の基本的方向

市民の安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策を推進するため、条例の基本理念で定めた7つの消費者の権利を基礎として、今日の消費者を取り巻く社会状況の変化に対応するため5つの基本的方向を定め、個別・具体的な施策を体系的に展開する。

7 計画における重点課題

今日の消費者を取り巻く環境の変化や千葉市の消費者被害の状況に対応するため、重点課題として2項目を設定し、それぞれの個別施策を効果的に推進する。

- (1) 基本的方向2 消費者被害の防止及び救済
課題2 消費生活相談窓口の機能強化
- (2) 基本的方向4 消費者の自立支援
課題1 学習機会の拡充

8 計画の体系

7つの消費者の権利、計画の基本的方向、課題と個別施策の関連を体系化している。

計画の体系図

